

# 「出入」の終了

江戸時代の民事訴訟手続

大平祐

一\*

## 目次

- 第一節 はじめに
- 第二節 江戸時代の民事訴訟手続
- 第三節 金銀出入の終了
- 第四節 有物出入の終了
- 第五節 「出入」が済むということ
- 第六節 おわりに

## 第一節 はじめに

一 江戸時代において、民事訴訟（民事裁判）は一般に「出入<sup>でいり</sup>」と呼ばれ、奉行所において「出入筋」と呼ばれる手続で処理された。本稿は、この「出入」の終了について考察しようとするものである。

\* おおひら・ゆういち 立命館大学教授

現在、民事訴訟では、判決という裁判所の判断行為によって終了する場合と、当事者の意思に基づく行為によって終了する場合がある。後者は、訴えの取下げや訴訟上の和解等々によって終了する場合がそれに該当する。その場合、いうまでもなく判決の申渡は行なわれない。後者の当事者の意思に基づく行為による終了が行なわれない場合は、前者の判決による終了ということになる。

江戸時代の「出入筋」も、ほぼこれに対応したものとして、従来、説かれてきた。すなわち、判決申渡(裁許申渡)により訴訟は終了した。<sup>(1)</sup> 小早川欣吾氏の言う「裁許に依る裁判の終了」<sup>(2)</sup>である。しかし、当事者の内済により終了することも少なくなかった。民事訴訟は、当事者間で内済が成立すれば、「内済に依る裁判の終了」<sup>(3)</sup>ということになる。そのときは判決申渡(裁許申渡)はない。「最後まで内済が成立しなければ、判決が出される」<sup>(4)</sup>。このように、江戸時代の「出入筋」については、現代の民事訴訟手続とかなり近似した形で説かれてきた。

二 それでは、江戸時代の「出入筋」において、判決申渡は「出入」の終了を意味したのだろうか。史料を見てみると必ずしもそのようには思えない。「出入」の終了点はどこなのだろうか。この問題は、判決において金銭の給付や物の返還・引渡を命ずる給付訴訟を考えた場合、次のような問いを我々に投げかける。もし、判決申渡により「出入」が終了したとすると、判決申渡後の執行手続は「出入筋」とは異なる別個の手続であろうか。逆に、もし、判決申渡により「出入」が終了していないとすると、判決によっても終了しない訴訟とは何なのか。この問いには、従来の「出入」、「出入筋」についての理解に再考を迫る問題がはさまれているようにも思われる。

そこで本稿では、幕末大坂の町役人が作成した訴訟記録である『目安帳』<sup>(5)</sup>を手がかりにして、「出入」がいつ終了したのか、そのことは何を意味したのかを明らかにするなかでこの問題に迫りたいと思う。

註

- (1) 中田薫『法制史論集』第三卷（岩波書店、昭和四六年）八七三頁参照。
- (2) 小早川欣吾『増補近世民事訴訟制度の研究』（名著出版会、昭和六三年）四〇三頁。
- (3) 同三九一頁。
- (4) 神保文夫『幕府法曹と法の創造 江戸時代の法実務と実務法学』（国学院大学日本文化研究所編『法文化のなかの法創造』（創文社、二〇〇五年）一一八頁。なお、中田・註（1）引用書八七八頁をも参照。
- (5) 大阪府立中之島図書館所蔵の木挽町南之丁『目安帳』（以下、木挽町『目安帳』と略称）と、道修町三丁目『目安帳』（二冊）（以下、道修町『目安帳』と略称）の二種類の『目安帳』である。なお『目安帳』の詳細については近刊予定の大平「判決が出たあと 江戸時代の『訴訟社会』像」<sup>6</sup>（本稿末尾の「付記」参照）第二節「目安帳」を参照。

## 第二節 江戸時代の民事訴訟手続

一 江戸時代の民事訴訟は、上記のように、「出入筋」と呼ばれる手続で処理された。従来の研究によれば、その手続の概略は次の通りである。まず、原告が訴状（「目安」）を奉行所に提出する。奉行所役人がその訴状を点検する。これが目安糺である。目安糺が済み奉行所として当該訴訟を受理することが決まると、訴状に奉行の裏書（裏判）が付与される。その訴状を原告が受取り被告側に持参する。いわゆる本人送達主義である。原告から訴状を受取った被告は答弁書（「返答書」）を作成し奉行所に提出する。奉行の裏書で指定された日に原告・被告は法廷で「対決」する。法定での審理が尽きると裁判調書たる口書が作成・押印される。そこには、訴状・答弁書の主要、主要な争点についての原告・被告の主張と、それに対する奉行所の判断、当事者の承服文言が記されていた。<sup>6</sup> それをもとに判決申渡し

<sup>6</sup> 「出入」の終了（大平）

がなされる(「裁許」)。金銭の給付を求める金銀出入では、判決は「日限済方」という期限付弁済命令の形をとる。<sup>(7)</sup>

審理の担当者は内済をすすめることもあった。ときには強引な形で内済をすすめることもあった。内済が整えば当事者は「済口証文」を提出して奉行所の承認を求め(「済口御断」)、これに対し奉行所が承認を与えた(「済口聞届」)。裁判は内済の成立・承認により終了する。内済が成立しない場合は判決申渡がなされる。判決申渡後、判決遵守誓約書ともいふべき「裁許請証文」が原告・被告より奉行所に提出され、原告より訴状裏判消の手続が行われて裁判手続は終了する。<sup>(9)</sup>

以上が、従来の研究が裁判手続(訴訟手続)として描いてきた「出入筋」の概略である。江戸法と大坂法で裁判手続に若干の相異はあるが、基本的枠組みに大きな差はない。

二 「出入筋」の手続で処理される給付訴訟では、判決申渡後、金銭の給付や物の返還・引渡等、履行の問題、執行の問題が発生する。これらについても、これまでの研究によりかなりの部分が明らかになった。大坂法では、金銀出入においては、判決に従った履行がなされぬ場合、すなわち、判決で申渡された期日までに債務の履行がなされぬ場合、当事者からの届をうけて奉行所は、債務者に三十日間の手鎖または押込を申付けた。押込は、債務者が病気の場合に、病気を確認(「病気見分」)のうえ申付けられた。手鎖・押込は債務の履行を間接的に強制するもの。間接強制である。手鎖・押込申付けにもかかわらず債務の履行がなされぬときは、債務者の財産を債権者に引渡させる身代限(強制執行)という措置。直接強制が発動されることになっていた。有物出入(物の返還・引渡にかかわる「出入」)においては、判決に従った履行がなされぬ場合、返還・引渡を求める何度かの追訴を経て、返還・引渡が強制される。

三 こうした一連の訴訟手続・執行手続が進行するなかで、「出入」が終了するのはどの時点であろうか。執行手続の最終段階である身代限や返還・引渡が終了した時点なのだろうか。それとも、「裁判の終了」を意味したとされる判決申渡の時点であろうか。それとも、判決に従った履行がなされた時点であろうか。あるいはそれ以外の時点であろうか。この問いに対する回答如何によって、「出入」とは何か、「出入筋」とは何に関する手続なのかという評価が異なつて来るように思われる。

註

(6) 中田・註(1)引用書八九九頁参照。

(7) 神保・註(4)引用論文一一九頁。

(8) 金銀出入では、判決(「日限濟方」)を申付けられると被告はその遵守を誓約した「日限証文」を提出する(神保・註(4)引用論文一一九頁)。なお、木挽町『目安帳』嘉永六年十一月廿七日願の条には、年賦預ヶ銀出入において、六〇日以内并濟を命じる判決(「日限濟方」)を申渡され、その遵守を誓約した「請文」を提出した(六十日切濟方被仰付候二付、御請文差上候)との記述も見られる。『摂州西官邸裁判至要』奇之部十一「公事留帳并对決請証文帳之事」に、原告被告の対決後、判決(日限濟方)を申付けられると、「日限受証文」を作成し原告被告が押印した(「一都而金銀出入対決之上、負銀無相違旨相答候得者、銀高拾貫目迄者六十日切、拾貫目より五拾貫目迄者百五十日切、五拾貫目以上者三百六拾日切与、夫々日切濟方申付、右訴状・返答書八公事加番江可相渡間、公事番惣代江被申付、日切受証文認させ、双方印形取セ可被申候」)(桑田優「摂州西官邸裁判至要」)(『八代学院大学経済経営論集』第三卷第一号、昭和五八年、一三、一四頁)とある。『目安帳』に見られた「請証文」とはこの「日切受証文」のことである。

(9) 神保・註(4)引用論文一一九、一二〇頁。

### 第三節 金銀出入の終了

一 『目安帳』には、無担保の金銭債権をめぐる「出入」、すなわち金銀出入に関する記述が数多く収められている。そのなかから「出入」の終了に関する記述が記されているものを若干例示する。まず初めは売掛金出入の事例である。

#### 【史料1】

「辰〔天保一五年〕四月二日願 東

一材木売掛出入

長浜町

松波屋平橋郎代判

与兵衛家守

願人

明石屋清兵衛

道修町三丁目

相手

吉川屋吉之助

代判藤兵衛

但、売掛帳面二八吉川屋吉

兵衛与御座候得共、同人病

死仕、跡養子吉之助相続仕、

当時代判藤兵衛仕候二付、  
右之通相手取申候、

天保八酉年正月より同五月迄売掛残銀壹貫七百五拾壹匁九分七厘滞

西二而、

五月二日 対決之处、病氣断、

同 七日 刻限切御断、

同十三日 対決之上、六十日切被仰付候、

右出入、願銀高之内へ、当時壹貫匁相渡、残銀新證文二相成、出入相済、同八月二八日、済口断<sup>(10)</sup>」

右は、一八四四年（天保一五年（弘化元年））四月二日、長浜町の明石屋清兵衛が道修町の吉川屋吉之助を相手どり、材木売掛金の支払を求めて大坂東町奉行へ訴え出た事例である。これによれば、同年五月一三日、月がかわり、原告（債権者）、被告（債務者）は西町奉行所の法廷で「対決」し、奉行所は被告に対し六十日以内の弁済を命じる判決を申渡した。この判決申渡ののうち一貫文が弁済され、残銀については新たな返済証文（「新証文」）を作成して出入が済み（「出入相済」）、同年八月二八日、奉行所に内済の届をしている（「済口断」）。

次に、預ヶ金（銀）出入の事例を掲げる。預ヶ金とは、幕府法上は無利子で金銭を預けることであるが、大坂では利子付きの借銀と実質的な差はなかった。<sup>(11)</sup> 預ヶ金（銀）は大坂商人の金融手段として広く利用された。この預ヶ金

「出入」の終了（大平）

(銀)の返済を求める「出入」が預ケ金(銀)出入である。

【史料2】

「安政六未年十月十八日願掛二御願 西

預金出入

木挽町南之丁

美濃屋庄兵衛借家

願人 播磨屋源兵衛

南両国町笠村屋猶吉

代判伊兵衛借屋

相手 大和屋長兵衛

右相手之者より慥成證文取之、去ル嘉永元申年十一月、金貳両貳分、代百七拾匁、此利、先月迄貳百十六匁、元利都合三百七拾六匁相滞、入用二付度々催促仕候得共、埒明不申、最早下二而可仕様無御座、乍恐奉願上候、

十一月十八日 <sup>東</sup> 対決之上、六十日切済方被仰付候、

正月 十八日 切日、

十二月 九日 願銀高之内、貳百六拾八匁受取、残銀百八匁、新證文二改、出入相済候、出入相済候事<sup>(12)</sup>

右は、一八五四年（安政元年）十月十八日、木挽町の播磨屋源兵衛が南両国町の大和屋長兵衛を相手どり、預金元利三七六匁の返済を求めて大坂西町奉行所に訴え出た事例である。これによれば、同年十一月十八日、月が変わり、原告、被告は東町奉行所の法廷で「対決」し、奉行所は被告に対し、六十日以内の弁済（六十日切済方）を命じる判決を申渡した。翌一八五五年正月十八日が弁済期限（「切日」）であったが、期限が到来しても弁済がなされず、同年十二月九日ようやく銀二六八匁が弁済され、残銀については新たな返済証文を作成して（「新証文二改」）、「出入」が済んだ（「出入相済」）。新たな返済証文を作成して「出入」が済むということは、【史料1】からも理解されるように、内済が成立したということにほかならなかった。

上記二例では、いずれも債務者（被告）が債務の一部を弁済し、残りの債務については新規の返済証文（「新証文」）を作成して債権者（原告）に差出し、「出入」が済んでいる。その証文がどのような内容のものなのかは明示されていない。出世証文<sup>(13)</sup>のような弁済条件のない証文なのか、弁済額、弁済期限、弁済方法等が明示された証文なのかでない。『目安帳』には、売掛金出入で、原告・被告の「対決」後、債務者が債務の一部を弁済し、残銀については年賦証文を作成して訴えの取下げを届け出た（「残銀四百七十八匁六分、年賦証文二相成、願下ケ御断」）事例<sup>(14)</sup>や、預ケ銀出入で、弁済期限までに弁済できず、奉行所から債務者に対する病氣見分が申付けられた事例で、その後、一部弁済し、残銀については十ヶ年賦証文を作成して「出入」が済んだ（「残銀拾貫五百五拾匁、十ヶ年賦証文仕、出入相済候事」）という事例<sup>(15)</sup>が見られるところからすると、先の新たな返済証文も、このような年賦返済を約束する証文であったのかも知れない。<sup>(16)</sup>

【史料1】【史料2】の事例では、いずれも判決で申渡された期限（「切日」）までに弁済がなされず、判決に従っ

た履行がなされていない。しかし、手鎖や病氣見分のうえ押込、さらには身代限という強制措置はとられていない。奉行所による強制措置がとられることなく、当事者間で債務の履行についての合意が形成され、「出入」が済んでいる。当事者は交渉していたのであり、その交渉の結果が、履行についての合意成立 すなわち、内済の成立 と「出入」の終了であった。両事例によれば、「出入が済む」(「出入相済」)とは、履行についての当事者間の合意成立内済の成立 にほかならなかった。

二 「出入が済む」実際の姿は多様である。たとえば、(1) 出訴から一カ月後、債務の二割ほどが弁済され、残部については新たな返済証文を作成して「出入」が済んだ(「出入相済」)事例<sup>(17)</sup>も見られる。この事例では、法廷での「対決」がなされる前に出入が済んでいる。(2) 法廷での「対決」はなされたが、債務者(被告)側から「日延」(延期)願が出され、その後、債務の半分ほどが弁済され、残部は「用捨」されて「出入」が済んだ(「出入相済」)事例<sup>(18)</sup>も見られる。この事例では、法廷での「対決」はなされたが、判決申渡はなされていない。判決申渡前に内済が成立している。(3) 判決で申渡された弁済期限までの間に、残債務の八割ほどを弁済し、残りを「用捨」されて「出入」が済んだ(「出入相済」)事例<sup>(19)</sup>や、(4) 判決で申渡された弁済期限(「切日」)から一カ月後に、あるいは七カ月後に、債務を完済して「出入」が済んだ(「皆済、相済」)(「皆済請取、出入相済」)事例<sup>(20)</sup>、(5) 判決で申渡された弁済期限から一年弱経過後に債務額の四分の三を弁済し、残りを新たな返済証文に仕立てて「出入」が済んだ(「出入相済」)事例<sup>(21)</sup>も見られる。また、(6) 判決で申渡された期限内に弁済がなされず、債務者を押込とするための手続である病氣見分を、債権者が奉行所より仰せつけられ、その後、押込にまで事態が進む前に債務の一部が弁済され、残りについては新たな返済証文を作成して「出入」が済んだ(「出入相済」)事例<sup>(22)</sup>、(7) 債務者が、判決で申渡された期限内に弁済

できず、病氣見分のうえ押込を仰せつけられたのち、債務の六%ほどを弁済し、残りの半分強を新たな返済証文に仕立て、半分弱を「用捨」されて「出入」が済んだ(→出入相済)事例<sup>(23)</sup>、(8) 債務者が、判決で申渡された期限内に弁済できず、奉行所から手鎖を仰せつけられ、その四日後に債務の四分の一弱を弁済し、残りを「用捨」されて「出入」が済んだ(→出入相済)事例なども見られる。さらには、(9) 債務者が押込を申付けられても弁済できず、身代限を仰せ付けられ、親類が債務の約四割を弁済し、残り約六割を「用捨」されて「出入」が済んだ(→出入相済)事例<sup>(25)</sup>、(10) 奉行所から身代限を仰せつけられ、財産取渡中に、「取渡し行届きかね候二付」という理由で「日延」(延期)となり、一ヵ月後に「出入」が済んだ(→出入相済)事例も見られる。<sup>(26)</sup>

以上から、(イ) 債務の完済、(ロ) 債務の一部弁済、残りは免除、(ハ) 債務の一部弁済、残りは新たな返済証文作成、(ニ) 債務の一部弁済、一部免除、残りは新たな返済証文作成等々、多様な形で「出入」が済んでいたことが分かる。<sup>(27)</sup>このうち、(イ)(ニ)は今後の履行についての合意成立を意味する。これに対し、(ハ)は既に履行がなされたことを、(ロ)は既に履行がなされたことと債権者が請求権を放棄したことを意味する。本節一では、【史料1】【史料2】から、「出入」が済むとは、履行についての当事者間の合意成立 内済の成立 にほかならなかつたと述べた。【史料1】【史料2】の事例はいずれも右の(ハ)に該当する事例であったことから、このような見解を導き出した。いま、「出入」が済む形態としての(イ)(ロ)(ハ)(ニ)全体を視野に入れると、「出入」が済むとは、今後の債務の履行に関して何かが合意されたというよりも、そのことを含めて、これ以上争わないことについて あるいは争いを終えることについて 当事者間で合意されたと見る方がよりふさわしいように思われる。

三 ここで注目すべきことが二つある。第一点目は、「出入」が済んだ事例のなかに、債務の一部 ときにはか

なりの割合の部分 について、新たな返済証文を作成し、実質的に債務の支払を猶予(延期)することを認めたり、あるいは債務の一定部分を免除したりする事例が『目安帳』の中に数多く見られることである。債務者の負担を軽減することにより債務者の事業再生を容易にして、債権の回収をはかろうとする民事再生法的な発想をそこに見てとることができよう。<sup>(28)</sup> 大坂法のもとでは、判決で申渡された弁済期限までに弁済しない債務者に対し、ただちに手鎖、押込そして身代限を申付ける、という方法がとられていたわけではなかった。弁済がなされぬ場合、当事者間で話し合い・交渉がなされた。そしてその結果、一定の合意に達する場合が多かったのである。<sup>(29)</sup>

弁済をめぐる当事者の話し合い・交渉により合意形成がなされるためには、当事者の得心(納得)が必要である。とりわけ弁済義務を負う債務者の得心があつて始めて、合意すなわち内済は意味をもつた。奉行所も当事者の内済を聞届けるさいにそのとに留意した。『聞大坂御仕置』に次のようにある。

【史料3】

「一日切手形申付置候内、又は過急之手鎖懸置候内、双方対談之上、当分何程ニても銀子請取、残額追て相済候筈の証文取之、負方得心ニて相済候由申来候ハば、聞届ケ、重て右之残銀滞、彼証文を以訴出候時は、定式之通可申付候事」<sup>(30)</sup>

右の史料から、債務者に「日切手形」(期限内弁済証文)を申付けおいた間に、または債務者に「過急の手鎖」(期限内弁済を怠つたことによる手鎖)を掛け置いた間に、当事者双方が「対談」のうえ、差当り如何何でも債権者が

銀子を受取り、残額は追って弁済する旨の証文を債権者が債務者から取り、債務者（「負方」）も納得のうえ（「得心にて」）「出入」が済んだ由、当事者が申し出て来たならば、奉行所がそれを聞届けたことが分かる。<sup>(31)</sup> 奉行所が、新たな返済証文に対する債務者の得心に留意している点が注目される。弁済義務を負う債務者の納得を得ることが、内済を有効なものにするための重要な要素と奉行所は考えていたのであろう。

注目すべき第二点目は、「出入」が済んだ時点である。本節二で「出入」が済む事例を十例ほど示したが、それらを概観すると、(a) 出訴後判決申渡がなされるまでの間、(b) 判決申渡がなされてから弁済期限が到来するまでの間、(c) 弁済期限が到来してから強制執行（身代限）を申渡されるまでの間、(d) 強制執行を申渡されたのちの、いかなる時点においても、当事者の合意形成（内済）にもとづき「出入」が済んだのである。すなわち、奉行所に訴えの提起がなされたのち、当事者の意思でいつでも「出入」は済んだのである。<sup>(32)</sup> そして、その時点で当事者は争うことを止めている。「出入が済む」（「出入相済」）とは、提訴以後どの時点であれ、当事者がそれ以上争わなくなることであった。

#### 註

- (10) 道修町『目安帳』天保一五年四月二日願の条。なお、「夕」は「より」になおした。以下、同じ。
- (11) 石井良助『近世取引法史』（創文社、昭和五七年）一三三、一三四頁。
- (12) 木挽町『目安帳』安政六年十月十八日願の条。
- (13) 出世証文については、古くは、中田・註(16)引用書一三三、一三四頁、金田平一郎「古判例研究 判例を中心とせる古法制雑考（その一）」、「法政研究」第三卷第一号、一九三二年）一六〇三三頁、小早川欣吾「近世に於ける身代限り及分散続考（三・完）」（『法学論叢』第四四卷第四号、一九四二年）六三七、六三八頁、春原源太郎『大阪の町奉行所と裁判』

(13) 『富山房、一九六二年』一八九―一九一頁、がある。最新の研究については、宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』(清文堂、二〇〇八年)第三部第二章「京都の『出世証文』」ならびに、そこに引用された諸文献を参照。

(14) 同安政二年十二月十八日願の条。

(15) 同慶応二年十一月五日願の条。

(16) 中田薫『徳川時代の文字に見えたる私法』(岩波書店、一九八四年)(初めは、中田薫編『宮崎教授在職廿五年記念論文集』(有斐閣書房、一九一四年)に収録)十四「分散」の項に、債務者が債権者に差出す年賦証文の見本が掲載されている(二二〇、二二二頁)。なお、江戸法でも、借金銀出入で債務者が返済ができない場合、年賦証文に書き替えさせたようである。旧事諮問会編・進士慶幹校注『旧事諮問録 江戸幕府役人の証言』(上)(岩波書店、一九八六年)に「昔は身代限りをさせないので、貸金出入を願えば勸解するのであります。困窮の者なれば、あるいは年賦とか何とかにさせてしまつて、容易に身代限りにさせない。」(一七頁)とある。

(17) 木挽町『目安帳』安政六年十月五日願の条。

(18) 道修町『目安帳』弘化四年三月二日願の条。

(19) 同弘化四年七月一八日願の条。

(20) 木挽町『目安帳』文久二年五月十三日願の条、安政三年十二月八日願の条。

(21) 同安政六年十月十八日願の条。

(22) 同安政六年二月七日願の条。

(23) 道修町『目安帳』安政五年七月十三日願の条。

(24) 同安政五年十二月七日願の条。

(25) 同弘化三年一月二日願の条。

(26) 木挽町『目安帳』嘉永六年五月十八日願の条。

(27) 身代限による債務の完済も、「出入相済」の一形態と考えられるが、『目安帳』には実例が見られなかった。本文中の(10)の

例(十一頁)がそれに該当するのも知れないが、そうとも断定できないので、ここでは推定にとどめたい。

(28) あるいは、あこぎな債権回収はすべきではないとする当時の道徳観念(小泉永吉『庄屋心得書親子茶吞話』(岩田書院、二〇〇八年)第三章、訴訟致心得之事)(二六六、二六七、三六五頁)参照)も何がしかの影響があったのであろうか。

なお、身代の潰れた債務者に対する債権者の「温情」的債務処理については、藤原明久「元禄期岡山藩の支配違金銀出入に関する一考察」(藩法研究会編『大名権力の法と裁判』(創文社、二〇〇七年)二九三―二九五頁)をも参照。

(29) もちろん、話し合い・交渉を重ねても弁済に向けた合意形成の見込がないときは、奉行所の強制措置に頼ることになる。その場合は、期限到来とともに次の手続に移ることになる。

(30) 石井・註(11)引用書一三一頁所掲史料。

(31) 石井良助氏は、本史料について「債務者が得心の上で、これだけ弁済がすんだと届けてくれば、それを聞届け」という解釈をされているが、それでは意味が通じない。

(32) 当事者の意思で「出入」が済んだことは、『百ヶ條調書』卷三六に、奉行所役人が内済を聞届けるさいの心得として、「其方ども出入相済候哉之段尋、相済候段答候ハ、濟口何之類歟ト尋、廻テ濟口上ケヘ」(布施弥平次編『百箇條調書』第七卷、二四七―三五頁)、とあることから知られよう。「出入」は「其方ども」が済ませることだったのである。

#### 第四節 有物出入の終了

一 有物出入とは、物の返還・引渡を求める「出入」、あるいは担保物の引渡を伴う「出入」のことをいう。<sup>(33)</sup> 家質銀出入、質銀出入、家明出入、地明出入、貸物出入等がそれである。ここでは有物出入の終了をみることにする。次の【史料4】の事例は家質銀出入の事例である。家質とは、債務者が自己の家屋敷を質に入れ、有利子で債権者から金銀を借りるものであり、低利で確実な金融手段として大いに利用された。<sup>(34)</sup>

【史料4】

「辰(弘化元年)十二月十三日願 東

一家質銀出入

願人 道修町三丁目  
小西季助

西本願寺下道場

出口町

相手 蓮生寺

井五人組

年寄

天保七申年十二月、銀貳拾參貫匁、家質、

東二而

正月廿五日 対決之上、百五十日切被仰付候、

巳七月三日 切日御断申上候処、早々家屋敷相渡候旨、被仰付候、

七月廿五日 追訴 初

八月十六日 同 貳

九月 五日 同 三

同 廿五日 同 四

十月十五日 同 五

十一月五日 同 六

右出入相對之上、今暫家質置居ニ致遣候約定ニ相成、出入相濟、已十二月四日、濟口斷<sup>(35)</sup>」

右【史料4】によれば、一八四四年（弘化元年）十二月十三日、道修町の小西季助が西本願寺下道場出口町の蓮生寺ならびに五人組、年寄を相手どり、家質銀の返済を求めて大坂東町奉行所に訴え出た。翌一八四六年正月二五日、對決の上二五〇日以内の弁済を債務者（被告）に命ずる判決が申渡された。しかし、同年七月三日、期限が来たが弁済が済まない旨、当事者が申立ててきた（「切日御断申上候」）ので、奉行所は、債務者に対し、早々家屋敷を引渡すようにと命じた。しかし、債務者側が引渡をしないため、債権者は引渡を求めて追訴をくり返し、六度まで奉行所に追訴した。その後、当事者間での話し合い・交渉の結果、今しばらく家質は据置にする旨の契約が結ばれ、「出入」が済んで（「出入相濟」）、同年十二月四日、奉行所に内済の届（「済口断」）をしている。

一八四二年（天保一三年）九月二五日提訴の家質銀出入<sup>(36)</sup>では、判決申渡し後、判決に従った履行がなされなかったため、債権者は、翌一八四三年七月八日、奉行所に「出入不相濟」旨の届けを行った。そして、同年八月三日から十月五日まで追訴をくり返し、六度まで奉行所に追訴した。そして、当事者間で交渉の結果、債務総額銀二六貫九九〇匁六分のうち、二貫二〇匁をその時点で債権者に支払い、二四〇匁六分を十二月に支払い、一貫七五〇匁は「新証文」を作成し、残り二三貫匁は家質として据置くことで「対談」が行届き、同年十一月八日、奉行所に内済の届をし

た(「済口断」)。「出入」が済んだと見てよいであろう。<sup>(37)</sup>一八四五年(弘化二年)十一月十八日出訴の家質銀出入では、判決申渡し後、判決に従った履行がなされなかったため、債権者は七度奉行所に追訴した。七度目の追訴がなされると債権者は奉行所に呼出され、「まじく敷仰せ渡され」、家屋敷はただちに「帳切」(名儀書替)をして債権者が受取り、「出入」が済んでいる(「出入相済」)。名儀書替、引渡がなされて「出入」が済んでおり、当事者がそれ以上争わなくなつたであろうことは容易に推測がっこう。一八四六年(弘化三年)二月七日出訴の家質銀出入では、法廷での「対決」が予定されていたが、当日、当事者の遅参(「刻限切」)のため流れ、その後、「対決」がなされぬまま三月十三日、債権者が家屋敷を引渡して、「出入」が済み、債権者より奉行所に願出て訴えは願下げとなつた。<sup>(40)</sup>

二 次【史料5】の事例は、預け物の引渡を求める「出入」である。一八五四年(安政元年)八月二十七日、道修町の近江屋宗八が堺の酢屋利助を相手どり、預け薬種の引渡を求めて大坂東町奉行所に訴え出た。少し長文にわたるが煩をいとわず全文を引用する。

【史料5】

「寅(安政元年)八月廿七日願 東

一 預ヶ薬種不渡出入

道修町三丁目  
願入 近江屋 宗八

但、堺御奉行様

御參府中二付、当地

御番所様へ奉願上候、

堺宿屋町酢屋とき

代判半兵衛かし屋

相手 酢屋利助

一私義、葉種仲買渡世之者二而、相手利助義も、葉種渡世之者二御座候処、当寅七月阿仙葉四櫃買取、同十三日、右荷物可請取処、及暮二人馬差支候二付、同十八日可請取、相對二而慥成預り書取置、其後度々催促仕候得共、相渡不申、最早下二而可仕様無御座、乍恐奉願上候、何卒右相手御召被 成下、右品々早々相渡呉候様、被 仰付被下候て広大之御慈悲難有奉存候、

乍恐口上

一堺宿屋町酢屋とき代判半兵衛借家酢屋利助相手取 預ケ葉種不渡出入、当月廿七日私より奉願上候処、右品代銀請取書之義、御尋二付、乍恐左二奉申上候、

此義、右巷万五百斤物阿仙葉四櫃、最初右利助より買取候品二而八無御座、同所新在家町酢屋久右衛門代判佐一郎方二而買附置候処、尚又同人へ私より売渡候荷物有之、当七月節季二至、売荷物私方より相渡、差引仕、過上銀私へ請取、右阿仙葉之義者、久右衛門より利助方二而可受取荷物、私へ振り廻り二相成候二付、利助より私へ受取候処、当七月十三日及暮差支候二付、相對之上預り書取置候義二付、右代銀請取書者私方二無御座候、尤、此代銀者、久右衛門より利助江葉種売買差引二而、右代銀相済御座候二付、乍恐此段書附を以手続奉申上候、以上、

「出入」の終了（大平）

一九（二四八〇）

嘉永七寅年八月晦日

道修町三丁目

近江屋 宗八

御 東目安方 黒崎様

西二而、

右九月七日、対決之処、病氣断、

同 十三日、対決之処、刻限切断、

同 十八日、対決之処、相手方刻限切いたし候二付、東目安方御役所へ明日罷出候様、西二而被仰付候、

同 十九日、東目安方へ罷出候処、御出勤無之、御当番所より追而御沙汰之旨被仰渡候、

同 十月十日、御召出之上、双方御糺二相成候処、相手方代人之者、罷出候途中二而足痛仕、刻限延引仕候、尤

等閑之心得二而延引仕義二而八無御座候趣、御詫書差上候処、来ル十三日、無相違対決可仕旨被仰付候、

同 十月十三日、東様二而对決、返答書之趣を以御糺二相成、堺酢屋久右衛門御召二成候趣、御吟味方萩野左弥

太様二而、明後十五日罷出候様被仰付、

同 十五日、久右衛門病氣二而得罷出不申、翌十六日迄御日延奉願上候、

同 十六日、御出勤無之候、

同 十七日、久右衛門御理解之上、相手方より、来ル廿日迄御日延奉願上候、

同 廿一日より猶又同廿五日迄御日延奉願上候、

同廿六日より同十一月朔日迄日延、

同十一月三日より同七日迄御日延、

同月八日より同十二日迄御日延、

同月十三日より同十五日迄御出勤無之、

同月十六日より同十八日迄御日延、

同月十九日より同廿四日迄毎日出、

同月廿五日より同廿九日迄御日延、

十二月朔日より同五日迄御日延、

同六日御出勤無之、翌日同断、

同八日、双方罷出、出入不相濟趣申上候処、双方共書付差上候様被仰付、則、書付を以手続申上候処、追而御

沙汰之旨被仰渡候、

卯七月廿三日より宗八義、東唐物方御掛二而、他參留被仰付有之候二付、卯八月十八日、其段御断奉申上候、

尤、書付控書上帳二有之候、

右出入、卯八月廿日頃、東目安方寺西幾四郎様より双方御召出之上、成行御調二而、其後堺御用達龜屋喜右衛門へ取嚙被仰付、同人より双方江対談いたし呉、右願之阿仙葉四櫃之内三櫃、安政三辰年二月受取、残菅櫃者、同七月十四二請取候約定二而、預り書取之、無申分出入相濟、早速濟口御断奉申上候処、右請取候三櫃共欠目

有之候二付、此掛ケ合中及延引、漸々双方行届、同五月十一日济口御断奉上候処、御聞被為 成下、御吟味方御役所様二而御請証文奉差上候事、

乍恐济口御断

一堺宿屋町酢屋とき代判半兵衛借家酢屋利助相手取、預菜種不渡出入、一昨寅八月廿七日私より奉願上、同十月十三日対決、相手方返答之趣を以御糺二相成候手續二而、同所新在家町酢屋久右衛門代判佐一郎御召出二相成候処、下二而对談仕度趣二而、追々御日延奉願上候処、右代銀私より相渡御座候得共、佐一郎義、彼是申立二付、追々延引仕候段、奉恐入候、然ル処、相手利助義難渋之趣申立二付、右奉願上候預菜種阿仙薬四櫃之内、当時三櫃請取、残壹櫃者来ル七月四日迄相對二仕、則預り書取之、双方無申分、本日出入相済申候、全御威光故之義与難有、依之、右出入济口御断奉上候、乍恐何卒右御聞届被為 成下候様奉願上候、已上、

安成三辰年五月十一日

相手願人

双方付添

御東<sup>41</sup>

右事例は、道修町の近江屋宗八が堺の酢屋利助に預け置いた薬種の引渡を求める「出入」であった。ただ、事実関係は若干錯綜していた。宗八が薬種を買付けたのは堺新在家町の酢屋久右衛門代判佐一郎からであった。代金は宗八から久右衛門への売荷代金との間で相殺されていた。宗八は、久右衛門が取引先の利助より受取る予定になっていた

薬種を自分の方に廻してもらつたことになり、一八五四年（嘉永七年）七月十三日、利助より受領せんとしたが、日暮れになり人馬に差支えたので、薬種を利助方に預け置き、預り書を取り置いた。後日、宗八が薬種の引渡を利助に催促したが利助が渡さなかつたため、宗八が引渡を求めて同年八月二十七日、大坂東町奉行所に訴え出たのである。

この訴えは受理され、法廷での「対決」が行われることになるが、当事者の病氣、遅参（刻限切）などで「対決」が何度か流れ難行する。ようやく同年十月十三日、法廷での「対決」がなされた。奉行所は被告（相手方）の答弁書の内容を糺し、堺の酢屋久右衛門を召喚することになった。十月十七日、出頭した久右衛門（代判佐一郎）は奉行所役人に説諭され、被告利助は十月二十日まで「日延」（延期）を願う。原告宗八や被告の取引先である久右衛門と話し合い・交渉を持つたためである。利助は十月二日から二五日まで、また「日延」を願っている。いずれも認められたものと見てよいであろう。その後、くり返し「日延」がなされている。交渉が難行したのである。たび重なる「日延」ののち、十二月八日、原告（宗八）、被告（利助）双方が奉行所に出頭し、「出入」が済まない（出入不相済）旨の書付を提出した。当事者の話し合い・交渉にもかかわらず合意形成ができなかつたのである。そこで大坂町奉行所は堺の御用達龜屋喜右衛門に内済の斡旋（取嚙）を命じた。喜右衛門と原告・被告双方との「対談」の結果、内済が整い、一八五六年（安政三年）五月十一日、原告・被告連名で奉行に内済の届を行ない、聞届けられた。そのときの内済届（乍恐済口御断）には、「右奉願上候薬種阿仙薬四櫃之内、当時三櫃請取、残壹櫃者、来ル七月四日迄二相對二仕、則預り書取之、双方無申分、本日出入相済候」とある。薬種の引渡につき合意が成立して「出入」が済んでいることが分かる。

この事例では、奉行所での「対決」は行われたが、判決申渡は行われず、当事者の交渉不調ののち、扱人による内

済斡旋により内済が成立し、「出入」が済んでいる。

三 有物出入の考察から、次の二点が注目されよう。まず第一点は、「出入」が済む時点である。有物出入においても、上述したところから理解されるように、出訴後から法廷での「対決」がなされるまでの間、「対決」がなされたから判決申渡がなされるまでの間、判決申渡がなされてから以降の、いずれの時点においても「出入」が済んでいた。すなわち、奉行所への訴訟提起後は、どの時点でも「出入」は済むのである。そしてその時点で当事者はそれ以上争わなくなる。その背景には、債務の履行、あるいは履行に関する当事者の合意成立 すなわち内済成立 があつた。

注目すべき第二点目は、「日延」(延期)が頻繁に認められたことである。【史料5】の事例では、十月十七日の相手方(被告)からの「日延」願を含めて、合計九度も「日延」が認められている。奉行所がくり返し「日延」を認めたということは、当事者の交渉による合意形成(内済)を期待してのことであつた。有物出入において、判決申渡後、奉行所がただちに物の引渡を執行するのではなく、債権者(原告)に何度も追訴を行わせ、その間に当事者の話し合い・交渉がなされることを期待した<sup>(42)</sup>ことを想起させるものがある。奉行所は内済による解決を強く期待していたのである。

註

(33) 有物出入については、石井・註(11)引用書三三三頁、服藤弘司「刑事法と民事法」(創文社、昭和五八年)三三二頁、安竹貴彦「寛保」延享期における大坂町奉行所の金銀出入取捌法改革」(『大阪商業大学商業史博物館紀要』第八号、二〇〇七年)二〇頁等参照。

(34) 石井・註(11)引用書九二頁以下、石井良助『続江戸時代漫筆』(井上書房、昭和三八年重版)二二五、二二六頁、安竹貴彦編『大坂堺問答 十九世紀初頭大坂・堺の民事訴訟手続』(『大阪市史史料』第四十四輯、平成七年)一二二頁等参照。

(35) 道修町『目安帳』弘化元年十二月十三日願の条。

(36) 同天保一三年九月二五日願の条。

(37) 史料には「出入相済」とは明記されていないが、債務が履行されず「出入不相済」と奉行所に届け出た「出入」の「対談」が行き届き、内済の届をしているので、『目安帳』の他の多くの類似事例と同様、「出入」が済んだと見てよいであろう。実は、本件は【史料4】と同じ原告・被告で、事案も全く同じ(家質銀出入)で終了の仕方も同じであるので、【史料4】と同様、「出入」が済んだと見て間違いないであろう。

(38) 道修町『目安帳』弘化二年十一月十八日願の条。

(39) 同弘化三年二月七日願の条。

(40) 判決前に内済が成立し「出入」が済むと、その訴えは「願下ケ」となった。一八四七年(弘化四年)三月二三、二四両日出訴の両替通取引入銀御糺出入でも、債権者(原告)、債務者(被告)間で弁済についての合意が成立し、「双方無申分、出入相済、願下ケ御断申上候処、御聞濟二成」っている(道修町『目安帳』同日願の条)。なお佐久間長敬著・南和男校注『江戸町奉行事蹟問答』(人物往来社、昭和四二年)にも、「掛り与力は…願意并返答の趣意逐一聞糺、篤と見込を定候上にて勸解するなり。双方承服して談相整、申分なき時は済口証文を出して願下いたし、与力直に聞届、跡にて奉行へ届けるなり」とある(一四三頁)。

(41) 道修町『目安帳』嘉永七年(安政元年)八月二七日願の条。

(42) この点については大平・註(5)引用論文第四節「有物出入」を参照。

## 第五節 「出入」が済むということ

一 以上、検討してきたところから、給付訴訟において「出入」が済む(「出入相済」ということの意味を考えてみることにする)。

第三節、第四節の考察から理解されるように、「出入」が済む時点は極めて多様であった。訴えが奉行所に提起されて以降のいつでも「出入」は済むことが可能であった。とりわけ、判決申渡後にも「出入」が済んでいる事例が数多く見られた点は注目に値しよう。判決で申渡された弁済期限が過ぎてから「出入」が済んでいる事例、身代限を申付けられてから「出入」が済んでいる事例、判決申渡後、「出入不相済」と申し出てきた事例などから理解されるように、判決申渡と「出入」が済むことは直接かかわりはなかった。「出入」は判決によって終了したのではなかった。

では、「出入」は何によって終了したのか。それは第三節、第四節で検討したように、これ以上争わないことについての当事者の合意によって終了したのである。冒頭で、現行民事訴訟における二つの終了の形、すなわち判決による終了と、当事者の意思にもとづく行為による終了を指摘した。江戸時代の給付訴訟における「出入」についてはいえば、判決と「出入の終了」とは直接かかわりはなく、「出入」は当事者の意思にもとづく行為により終了したのである。「出入」は、公権力の意思によってではなく、当事者の意思によって終了するものであり、<sup>(43)</sup>所詮は、私人の意思でどのようにでもできる私的な紛争にほかならなかった。

二 「出入」が済むとは、これ以上争わないことについての当事者の合意が成立することであった。その合意(内

済)は公権力に承認してもらう必要があった。当局は、紛争再発防止のため、当事者の意思により「出入」が済んだことを確認したのである。私人間の紛争が公の紛争解決の場に登場したときを「出入」の始期とするならば、「出入」の終期は、判決の前後を問わず「出入」が済んだときにほかならなかった。「出入」が済むと、当局はそのことを承認した。かくして「出入」は公の場から姿を消すのである。当局の承認により公の場に持込まれた紛争について、当局は、必要な措置をとりつつ最後まで見守り、その鎮静化を確認のうえ、公の場からの退出を承認したのである。

以上の考察から、「出入」とは公の紛争解決の場に登場した私人間の紛争であり、「出入筋」とはそれを処理し鎮静化させる手続と考えることができるのではあるまいか。もし、そう考えることができるとすると、少なくとも給付訴訟については、「出入筋」とは、裁判手続(訴訟手続)とみるよりは、裁判手続、執行手続を含めたところの、公の紛争解決の場に持ちこまれた紛争を処理し鎮静化させる一連の手続とみる方が実態にそくしているように思われるが、如何であるか。

註

(43) もっとも、「当事者の意思にもとづく」とはいつても、その背景には公権力の権威主義的サポート ときには物理的強制力を伴ったサポート があったことはいうまでもない。それゆえ、奉行所に届け出る内済届(「済口御断」)には、「双方無申分、出入相済、全御威光故之儀と難有奉存候」(石井良助『続近世民事訴訟法史』(創文社、昭和六〇年)七八頁引用、「乍恐済口御断」と、奉行所の権威主義的サポートに対する謝辞が示されていた。

(44) 「出入」が裁判役所において「出入筋」という手続で処理されたことを考えると、「出入」の始期は「出入筋」の開始時といてよいであろう。「出入筋」の開始については、平松義郎氏が、「出入筋は、訴訟人が目安を提出し、裁判役所がこれに裏書を加えて、相手方に送達せしめることによつて開始せられる」(平松『近世刑事訴訟法の研究』(創文社、昭和三五年)

「出入」の終了(大平)

四〇五頁)と指摘している。

## 第六節 おわりに

一 江戸時代の「出入」は公的な紛争解決の場に持ち込まれた私人間の紛争であった。給付訴訟についていえば、「出入」が終了する(「出入相済」)のは、それ以上争わないことについての当事者の合意が成立したときであった。この点で注目すべきは滋賀秀三氏の研究であろう。氏は、清代中国民事訴訟に関する研究において、「案件はどのようにして終るか」を論じ、「要するに訴訟は、如何なる進行段階にあっても、両当事者ととも、そしてその他の何者ももはや何らの新たな申立てをせず、沈黙してしまうならば、すなわちそこで立消えとなって終わるものであった」と述べている。つまり、「誰も争わなくなることによって終わる」のである。そして、その終わり方の中でも和解が少なからぬ役割を果たしていた。<sup>(47)</sup> 氏の指摘は日本の江戸時代の「出入」を彷彿とさせるものがある。<sup>(48)</sup>

ただ、滋賀氏が対象としたのは民事訴訟であり、民事執行については、「清代における民事的強制執行の制度の実態についての知識が未だ十分には整備されていない」<sup>(49)</sup>として、今後の課題とされている。江戸時代の日本では、判決申渡後の執行手続が一応確立されていた。そして、大坂の給付訴訟においては、「出入」は訴訟と執行の双方にまたがるものと観念されていた。そこには、「出入」という形でいったん公の紛争解決の場に持ち出された私的紛争は、最後までお上<sup>かみ</sup>が責任をもって処理するという発想がうかがえる。その責任にもとづく負担を少しでも軽減するため、当事者による合意形成(内済)が期待された。こうした丸ごと処理の発想は、「出入筋」から裁判手続と執行手続が十分自立していないということの現われであろう。<sup>(50)</sup> 内済を基調とした「出入筋」から裁判手続と執行手続を自立させ、

かつ訴訟負担の重みに耐えうる新たな司法制度を築くという制度改変が、次の時代の課題となる。

(二〇一〇年一月一〇日)

註

- (45) 滋賀秀三『続・清代中国の法と裁判』(創文社、二〇〇九年)七五、七六頁。
- (46) 同一九頁。
- (47) 同七三頁。
- (48) もっとも、日本の江戸時代の「出入」の終了と清代中国の訴訟の終わり方には、大きな相違があるように思われるが、この点についてはここでは立ち入らない。
- (49) 滋賀秀三『清代中国の法と裁判』(創文社、二〇〇二年第二刷)二二六頁。
- (50) 滋賀氏は、清代中国について、「見とおし」として、「判決手続と執行手続との間の截然たる区別も存在しなかつたと考えられる」と指摘されている(滋賀・註(49)引用書二二六頁)。興味深い指摘である。

[付記]

本稿は、平成一八(二〇〇六年)年度文部科学省科学研究費(基盤研究(B)、研究テーマ「東アジアにおける中国訴訟社会の研究」、研究代表夫馬進京都大学大学院文学研究科教授)による研究成果の一部である。なお、同研究費の研究成果の一部は、別途、「判決が出たあと 江戸時代の『訴訟社会』像」(夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』京都大学学術出版会、近刊予定)と題して近々公にする予定である。本稿では、重複叙述を避けるため、別稿にゆだねた部分も少なくない。別稿をあわせて参照いただければ幸いである。